

平成22年6月3日

家永 尚志 様

千葉市長 熊谷 俊 人



平成22年4月30日付けで家永様からいただきましたお手紙を早速拝見いたしました。

各要望事項について、下記のとおり回答いたします。

1、イ、ロ 放置禁止区域の指定・変更については、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」第9条第3項により、その旨を告示しております。告示の「指定・変更する日」をもって、条例上効力が生ずるものであります。道路交通法とは異なることから、交通規制の効力の発生とは同様の扱いとはなりません。

ハ、 標識が未設置の区域には、標識が設置されるまでの間、放置禁止区域を示す立て看板等を設置し、周知に努めております。

ニ、 放置禁止区域を示す市の標識は、道路交通法の規制に基づくものではないことから、警察の標識に併設はできないものです。

2、イ、ロ 市民の皆様への周知は告示及び市ホームページの図面の更新で対応していますが、前回は回答したとおり今後は、市政だより等での周知も検討してまいります。

3、イ、ロ、ハ 「千葉市自転車等駐車対策協議会」委員の選任については、条例の選任区分に基づいて選任しておりますが、今後、公募委員の参画についても検討してまいります。

以上でございます。貴重なご意見をありがとうございました。

今後も、千葉市政にご理解とご協力をお願いいたします。

(お問い合わせ先)

建設局土木部自転車対策課

TEL 043-245-5149